

## 魚津市告示第99号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について  
魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を  
次のように改正する。

令和元年9月25日

魚津市長　　村椿　　晃

第34条第1項中「（前払金の額が2億円を超える場合は、2億円を限度とする。以下第5項において同じ。）」を削り、同条第3項中「（中間前払金の額が1億円を超える場合は、1億円を限度とする。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、令和元年10月1日以降に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。